

1. 件 名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（237）」
2. 日 時：平成29年7月26日 10時00分～12時10分
3. 場 所：原子力規制庁 18階共用会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、角谷安全審査官、近田安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント管理グループマネージャー

（他7名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 災害対策本部長代理3名の役割分担について整理して提示すること。
- 発電所警戒本部の位置付け及び同本部から発電所災害対策本部への移行プロセスを整理して提示すること。
- 初動対応において発電所外と通信連絡を行う者を1名とする根拠を整理して提示すること。
- 「避難指示等」発出時における要員招集について考え方を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電株式会社から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について